

議 事 録

平成 2 3 年第 2 回定例会

[初 日]

平成 2 3 年 6 月 2 7 日 (月)

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	町民憲章を朗読いたします。本文のみお願いします。 町民憲章 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り、育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 ありがとうございました。
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は、１６人につき定足数に達しております。 ただ今から、平成２３年第２回筑前町議会定例会を開会します。 （ ９：３０ ）
日程第１	
議 長	日程第１「会議録署名議員の指名」を、行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１１７条の規定によって、 ３番 柴野光雄議員及び４番 田中政浩議員を、指名します。
日程第２	
議 長	日程第２「会期の決定について」を、議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日６月２７日から３０日までの４日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日から６月３０日までの４日間と決定しました。
日程第３	
議 長	日程第３「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。 町長
町 長	おはようございます。 本日は、平成２３年度第２回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきましてありがとうございます。 さて、３月１１日の未曾有の大震災、東日本大震災の発生後最初の筑前町議会定例会でございます。 まずもって、死亡された方々のご冥福と被災者の皆様にお見舞いを申し上げ、１日も早い復旧と復興を祈念し、国民として、また、九州の一地方自治体として、できる限りの支援を実施していく所存でございます。 さて、梅雨のさなかではございますが、本町では町の総面積の約６分の１にあたる１３００ｈａからの田植えがほぼ完了したところでございます。 ただ、筑前町は梅雨前半の長雨等により、麦収穫等の被害が発生したところでもございます。しかしながら、道路、河川、家屋等への大きな災害は発生しておりません。改めて筑前町の安全な環境に感謝するところでございます。 しかしながら、東日本震災の事実学びながら、改めて防災・減災への認識と準備の必要性を強めたところでございます。 特に、今回の定例会の一般質問には、住民の皆様の安全・安心のまちづくりに関す

	る関心の表れとして、多くの防災関連の質問がなされております。二元代表制の議論の中から、さらに安全な筑前町へと前進するものと確信いたします。よろしく願いいたします。 それでは、本日提案します議案等 18 件の提案理由の説明を申し上げます。 諮問第 2 号及び諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることにつきましては、委員の任期が平成 23 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、再任の推薦をしたいので議会の意見を求めるものです。 報告第 2 号及び報告第 3 号 専決処分の報告につきましては、下水道マンホールによる転倒事故及び消防ポンプ車の接触事故の示談につきまして、地方自治法の規定により専決処分を行ったものです。 報告第 4 号及び報告第 5 号 平成 22 年度筑前町土地開発公社の決算及び平成 23 年度筑前町土地開発公社の予算につきまして、地方自治法の規定により報告するものです。 報告第 6 号 平成 22 年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書につきましては、3 月定例会においてご承認いただきました公共交通活性化対策事業のほか 14 事業の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものです。 報告第 7 号 平成 22 年度筑前町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書につきましても、3 月定例会においてご承認いただきました浄化センター建設工事業及び雨水管渠工事の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものです。 報告第 8 号 株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況につきましては、当該法人より経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので地方自治法の規定により報告するものです。 承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、城山橋橋梁上部工工事において、工事請負契約を変更する必要が生じましたが、町議会を招集する暇がなかったため、地方自治法の規定により専決処分を行ったものです。 承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、財産収入による各種基金利子積立額に予算不足が生じたため、平成 22 年度筑前町一般会計予算を補正する必要が生じましたが、町議会を招集する暇がなかったため、地方自治法の規定により専決処分を行ったものです。 承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、暫定的に引き上げた出産育児一時金支給額について、平成 23 年 4 月 1 日から恒久化することに伴い当該条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する暇がなかったため、地方自治法の規定により専決処分を行ったものです。 承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する暇がなかったため、地方自治法の規定により専決処分を行ったものです。 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについては、平成 22 年度筑前町国民健康保険特別会計歳入歳出に不足が生じ、繰上充用を行う必要が生じましたが、町議会を招集する暇がなかったため、地方自治法の規定により専決処分を行ったものです。 議案第 28 号 筑前町附属機関に関する条例並びに筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、筑前町こども就労支援推進協議会を廃止し、新たに筑前町青少年支援教室運営委員会を設置することとしたため、関係条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の
--	--

	議決を求めるものです。 議案第２９号 筑前町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律及び地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第３０号 平成２３年度筑前町一般会計補正予算（第１号）につきましては、補正額３６，２９９千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１１，７５４，９１２千円とするものです。 増額補正する主なものは、 ・東日本大震災における被災者支援事業補助金 ５６８千円 ・本町における防災対策事業費 ４，１２５千円 ・福岡県緊急雇用創出事業を活用した大刀洗平和記念館戦時資料展業務委託費 ３，５２４千円 ・商工会が発行するプレミアム付き商品券に対する補助金 ３，５００千円 ・暗渠排水事業の計画面積変更による地域水田農業再編緊急整備事業負担金 １１，４１７千円 ・そったく基金を活用した健康づくり推進モデル事業費 １，２１１千円 などを追加するものです。 議案第３１号 平成２３年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、補正額１，４４４千円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ３，３７２，８４５千円とするものです。 以上が、本日提案いたします議案の提案理由です。 慎重にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、あいさつ並びに提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第４	
議 長	日程第４ 諮問第２号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	おはようございます。 議案書の３ページをお願いいたします。 諮問第２号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいから、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。 本日付提出、町長名です。 氏 名 浦山眞理子 住 所 筑前町三並 提案理由です。 人権擁護委員の浦山眞理子氏が、平成２３年９月３０日をもって任期満了となりますので、再任のため候補者として推薦しようとするものでございます。 なお、別冊の資料に、浦山眞理子氏の経歴書を付けておりますので、ご参考にしていただければと思っております。よろしくお願い申し上げます。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。

	これから、討論を省き、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、採決します。 諮問第2号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。
日程第5	
議 長	日程第5 諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	議案書の4ページでございます。 諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。 本日付提出、町長名です。 氏 名 上野幸子 住 所 筑前町大久保 提案理由につきましては、諮問第2号と同じでございます。 また同じく、別冊のほうに経歴書を添付しておりますので、ご参考にしていただければと思っております。よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を省き、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、採決します。 諮問第3号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、同意することに決定しました。
日程第6	
議 長	日程第6 報告第2号「専決処分の報告について」を、議題とします。 報告を求めます。 下水道課長

下水道課長	議案書の５ページでございます。 報告第２号「専決処分の報告について」 地方自治法第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。 本日付提出、町長名でございます。 ６ページをお願いします。 平成２２年専決第４号、専決処分書。 地方自治法第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分する。 平成２３年３月３１日、町長名。 記、 １．事故名 下水道マンホール周辺陥没による歩行者転倒事故 ２．事故発生日 平成２０年１２月１９日 ３．事故の相手方 篠原裕子 朝倉郡筑前町二 ４．事故の概要 下水道マンホールの周りが陥没して蓋と道路に段差がついていたため通行中の歩行者が躓いて転倒し、右手首の骨にひびが入り、歯１本が折れる等の負傷をされたものです。 ５．第三者行為損害賠償額 ８８１，８１７円でございます。 以上でございます。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これで、報告第２号「専決処分の報告について」の報告を終わります。
日程第７	
議 長	日程第７ 報告第３号「専決処分の報告について」を、議題とします。 報告を求めます。 環境防災課長
環境防災課長	議案書の７ページをお願いいたします。 報告第３号「専決処分の報告について」 地方自治法第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。 本日付提出、町長名でございます。 ８ページでございます。 平成２３年専決第５号、専決処分書。 地方自治法第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分する。 平成２３年３月３１日付、町長名でございます。 記、 １．事故名 筑前町消防団第２分団ポンプ車物損事故 ２．事故発生日 平成２３年３月１５日 ３．事故の相手方 金子毅 朝倉郡筑前町砥上 ４．事故の概要 ポンプ車が広報巡回中に、防火水槽前に駐車していた車両に注意した後に、後退したところ停車していた団員（事故の相手方でございます。）の車両に接触し、フロント付近が損傷したものです。 ５．損害賠償額 ２３８，５５０円でございます。以上でございます。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。

	(質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これで、報告第3号「専決処分の報告について」の報告を終わります。
日程第8	
議 長	日程第8 報告第4号「平成22年度筑前町土地開発公社の決算について」を、議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の9ページでございます。 報告第4号「平成22年度筑前町土地開発公社の決算について」 標記のことについて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊で、土開決算というふうに、横のほうに書いてあるものがあると思います。そちらのほうをご参照いただきたいと思います。 まず、1ページをおめくりいただきたいと思います。 平成22年度の土地開発公社でございますけれども、代行用地の取得をしましたけれども、いわゆる処分、町への売却をしていませんので、要点のみの説明をさせていただきます。 まず、1ページの事業報告でございますが、事業の概要としては、町から多目的運動公園整備事業用地の代行取得の依頼を受けまして、11,454㎡を34,362千円で取得をしたところでございます。 取得財源といたしましては、福岡銀行から35,000千円の融資を受けたところでございます。 続きまして、経理でございます。 収入合計が18,654円、支出合計84,090円でございます。65,436円の当期純損失となっております。 なお、借入金残高が35,000千円でございます。 次に、理事会議決事項等でございますが、そこに書いておりますように、3回の理事会を開催しております。決算理事会、補正予算理事会、そして予算理事会ということでございます。 続きまして、2ページのほうに移りたいと思います。決算報告書でございます。 最初に申し上げましたように、取得した用地の売却処分を行っておりませんので、事業収益等は全くございません。収益としては受取利息のみでございます。 備考欄に内容を書いておるように、18,654円ということでございます。 費用の部でございます。 2款の販売費及び一般管理費84,090円でございます。 内容は、備考に書いておりますように、理事報酬等々でございます。 以上が、決算でございます。 続いて3ページの貸借対照表でございますけれども、まず、左側の資産でございます。 資産として、そのうち流動資産53,477,317円でございます。 内訳として、現金及び預金が19,115,317円、そして代行用地が34,362千円でございます。 なお、公有用地、代行用地については流動資産に計上するようになっておりますので、この流動資産の計上ということになります。

	それから、負債及び資本でございまして、流動負債として短期借入金、これは、1年以内の借入の場合には短期借入金計上ということでございますので、35,000千円でございます。固定負債はございません。 次に、資本金でございますが、基本財産として18,000千円、次期への繰越準備金が477,317円です。 前期繰越準備金が542,753円でございまして、当期純利益がマイナスの65,436円でございます。差し引き準備金としては477,317円でございます。 資本合計18,477,317円で、負債・資本合計が53,477,317円ということで決算をしておりますところでございます。 次に、4ページの損益計算書でございますが、決算書と全く同様でございますので、説明については省略をさせていただきたいと思います。 なお、財産目録についても、今申し上げました貸借対照表、そのままの数値が入っておりますので、これについても省略をさせていただきたいと思います。 なお、キャッシュフローから5ページ、6ページについても、説明は省略をさせていただきたいと思います。動きが簡単でございますので、見ていただければお分かりだと思います。 次に、9ページをお開きいただきたいと思います。一番上に短期借入金の明細書が付いております。 借入先が福岡銀行でございまして、利率が1.47%でございます。借入額は35,000千円でございます。 借入は平成27年1月17日でございまして、返済予定日が23年9月30日を予定しているところでございます。 なお、町への売却は平成23年7月を予定をしておりますところでございます。 以下の説明は省略いたします。 なお、11ページ、12ページに決算監査報告書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。 以上で、説明を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 14番 金子保次議員
14 番	質問します。 3ページの貸借対照表の中で、短期借入金から代行用地を引いて、その金額が638千円ぐらいなと思います。ちょっと私が計算違いか、ちょっと見ただけですので。 それと準備金ですね、これは、当期の損益金が出ておりますから、この金額は分かるんですけど、今度は通帳の残高とは違うのは、この6ページの通帳の残高が入っております。それとの額が合わんとですけど、この小さな額ではありますけどですね、その額が違うということは、貸借対照表に何らかの金額として表れないかんと思いますが、質問します。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 借入額は35,000千円でございまして、代行用地取得額が34,362千円、60何万かが差額としてあると思いますけれども。 その分はですね、このキャッシュフローの一番下にございます19,115,317円の中に含まれております。含まれて計算をしておりますということになります。 預金の中にあるということでございます。以上でございます。
議 長	14番 金子保次議員

14 番	これは、決算書ですよ。 それなのにですね、ただ単にそこへそれしこお金が入っておるといってでは、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですね。 通帳に何か現金として入ってあるならば、貸借対照表なり損益計算書の中にその額が上がってこなければ、これは、監査のときには、通帳の残金もぴしっと、それから見てやっていくわけですね。 そこは監査委員さんからどんな指摘を受けてあるんですか、質問します。
議 長	財政課長
財政課長	こまめに説明すればよかったんですが、6 ページをご覧いただきたいと思います。数値が小さいのであんまり申し上げませんでしたけれども。 そこに、預金の中に、福岡銀行 638,512 円というのがですね、ここに残高として残っておるということでございます。 その分が財産目録に 19,115,317 円の中に入って経理をしておるということでございます。以上でございます。
議 長	他に。 13 番 河内直子議員
13 番	基本財産が 18,000 千円あるんですけれども、これは、18,000 千円基本財産として置いておかなくてはいけないものなのか。 もし置いておかなくてもいいんだったら、15,000 千円を取り崩したら、借金は 20,000 千円で済んだのではないかと考えるんですが、その辺をお願いします。
議 長	財政課長
財政課長	基本財産でございますから取り崩して使用することは可能でございますが、借入金短期でございますので、そちらで処理をしたということでございます。 あえて、やっぱり財産は財産として保有しておったという経理をしておるところでございます。以上でございます。
議 長	13 番 河内直子議員
13 番	土地開発公社として 18,000 千円の基本財産は必要かどうか、お尋ねします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 これは、公社の存続問題のときにも議論があったと思いますけれども、事業がなければ解散しようということで、議論を進めてまいったと思います。 しかし、たまたま今回の買収がございましたから、そのまま存続をしておりますけれども。 今後は将来にわたってこういう事業がなければですね、存続の問題については、再度議論をする必要があるだろうと考えております。 その際に基本財産問題も、当然処理をするということになるかと思っております。以上でございます。
議 長	他にございませんか。 これで、質疑を終わります。 これで、報告第 4 号「平成 22 年度筑前町土地開発公社の決算について」の報告を終わります。
日程第 9	
議 長	日程第 9 報告第 5 号「平成 23 年度筑前町土地開発公社の予算及び補正予算（第 1 号）について」を、議題とします。 報告を求めます。 財政課長

財政課長	議案書の１０ページでございます。 報告第５号「平成２３年度筑前町土地開発公社の予算及び補正予算（第１号）について」 標記のことについて、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、別冊のとおり報告する。 本日付、町長名でございます。 それでは、別冊の土・開予算というふうに書いてあるものがあると思います。予算書になっておると思います。 それでは、予算書の１ページをお開きいただきたいと思います。 事業計画の概要でございますが、取得は、この当時ではないということでございます。 処分として、２２年度に代行取得をしました多目的運動公園整備事業用地１１，４５４㎡を３４，７５９千円で町に売却をする予定でございます。７月に売却予定でございます。 次に、２ページ、３ページが予算書でございますけれども、少しこの表は見にくうございますので、４ページの予算実施計画書のほうで、内容について説明をしたいと思っております。 まず、第１表の収益的収入及び支出でございます。 収入に今回は事業収益を上げておるところでございます。１款１項の２目、代行用地売却収益が３４，７５９千円でございます。 内容は、備考欄に記載のとおり、買収用地費が３４，３６２千円、手数料が、これは、公社が取る手数料でございますけれども、３５千円、０．１％でございます。 そして融資利息３６２千円でございます。 当然、この融資利息については、国交省対象ということで都市計画課のほうでは処理をされるというふうに聞いておるところでございます。 ２項でございますけれども、これが一般的な事業外収益でございますして、預金利息として合計１９千円、雑収益として、科目設定程度の１千円を上げておるところでございます。 収入合計が３４，７７９千円ということでございます。 そして、支出でございますけれども、１款の事業原価、１項の２目でございますが、代行用地売却原価が３４，７２４千円でございます。原価は、収入の売却収益の手数料だけを省いた分が原価ということになります。 そして２款の販売費及び一般管理費でございますけれども、１００千円を計上しておるところでございます。 説明は、そこに書いておりますように、報酬等でございます。 支出が３４，８２４千円でございます。 これで見ますと、収入から支出を引きますと、差し引き当期の純利益が、マイナス４５千円ということになる予定でございます。 続いて５ページでございます。 資本的収入及び支出でございますして、支出のほうで、資本的支出として、短期借入金償還金として３５，３６３千円を予定をしておるところでございます。 この金額につきましては、３５，０００千円に利息を付けてお返しをするということでございます。 あと６ページから貸借対照表、損益計算書、予定でございますので、参考資料ということでお目通しをお願いしたいと思っております。 次に、補正事業計画でございますけれども、土・開補正というふうにあると思いま
-------------	---

	すが。 事業計画については、全員協議会の中で1ページ分だけ説明申し上げました。 同じことが補正予算書の中にも記載してございますので、そちらのほうで説明をさせていただきますと思っております。補正予算書を準備いただきたいと思います。 まず、補正事業として事業計画の概要、補正後はですね、今回、取得が新たに発生をするということでございます。 面積9,152㎡、取得は27,500千円で、造成が145,000千円ということでございます。 用地の取得でございますけれども、23年8月に取得をする予定でございます。 町への売却が来年の8月の予定ということになっておるところでございます。 続きまして、2ページ、3ページが補正予算書でございますけれども、これよりもまた、次の補正予算実施計画書のほうが分かりやすいと思いますので、こちらのほうで説明をしたいと思います。 まず、上段の第1表でございますけれども、収益的収入、支出については、全く変更がございません。売却分については、もうすでに当初予算に計上しておりますので、全く変動がない、そのままということでございます。 続いて、5ページの資本的収入及び支出のほうでございますけれども、ここではですね、収入としては、今回はちょっと1年を超えますので、長期借入金という区分になりますけれども、取得費、造成費合せて172,500千円を収入として見ておるところでございます。 続きまして支出でございますけれども、支出としては、代行用地の所得費が27,500千円、造成費が145,000千円、計172,500千円ということでございます。 今回の補正では、新たに取得をする分だけを追加をしたということでございます。 以上で、説明を終わりたいと思います。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 13番 河内直子議員
13 番	予算ですね、4ページなんです。 支出の報酬、決算では6万だったんですが、5万で予算を上げておりますが、これの説明をお願いします。
議 長	財政課長
財政課長	決算では3回の理事会を開催することになりました。 通常は決算と予算という2回でございます。今回はたまたま決算のときに一緒に補正予算も審議することができましたので、そういう関係で50千円あれば大丈夫だろうということで、50千円の計上をしておるところでございます。以上でございます。
議 長	13番 河内直子議員
13 番	3回で60千円ということは、1回の理事会で20千円、2回しかしないのにどうして50千円上がっているんですか。
議 長	財政課長
財政課長	監査会の都合もございましてですね、監査委員さんの日程等が合わないときは、監査会を別にしたりとか、理事会の日と一緒に報告もしていただくということで考えております。以上でございます。
議 長	他にございませんか。 これで、質疑を終わります。 これで、報告第5号「平成23年度筑前町土地開発公社の予算及び補正予算（第1

	号)について」の、報告を終わります。
日程第 10	
議 長	日程第 10 報告第 6 号「平成 22 年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について」を、議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の 11 ページでございます。 報告第 6 号「平成 22 年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について」平成 22 年度筑前町一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり報告する。 本日付、町長名でございます。 12 ページ、様式が横になっておりますが、ご覧いただきたいと思います。 町長の提案理由にもございましたように、3 月補正予算のときに繰越明許費を決定をしていたいております。 一番上の総務費の公共交通活性化対策事業から 10 款の災害復旧費、現年発生道路災害復旧事業、金額にして 182,023 千円を決定をいただいております。 その決定いただきました額、そのまま繰り越しをすることになりましたので、繰越計算書の報告でございます。 なお、右側のほうに財源内訳を書いております。 財源としては、既収入の特定財源、土木費のところでございますけれども、国県支出金ということで 6,609 千円、そして、次が未収の国県支出金が 126,000 千円、未収の地方債が 13,500 千円、その他が 6,237 千円でございます。 そして、一番右の一般財源 29,677 千円ということで、既収入特定財源の 6,609 千円と一般財源 29,677 千円を減額として 36,286 千円を繰り越すということでございます。 以上、説明を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これで、報告第 6 号「平成 22 年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について」の、報告を終わります。
日程第 11	
議 長	日程第 11 報告第 7 号「平成 22 年度筑前町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について」を、議題とします。 報告を求めます。 下水道課長
下水道課長	議案書の 13 ページをお願いします。 報告第 7 号「平成 22 年度筑前町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について」 平成 22 年度筑前町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり報告する。 本日付提出、町長名でございます。 14 ページの繰越計算書をお願いいたします。 2 款 1 項事業費、事業名が中央浄化センター建設工事と雨水管渠工事でございます

	す。 繰越承認額が、合計の１１４，５１０千円、翌年度繰越額が同額でございます。 財源内訳としましては、国庫支出金が５８，４９７千円、町債、下水道債でございますが、５５，３００千円、一般財源が７１３千円でございます。以上でございます。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これで、報告第７号「平成２２年度筑前町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について」の、報告を終わります。
日程第１２	
議 長	日程第１２ 報告第８号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」を、議題とします。 報告を求めます。 農林商工課長
農林商工課長	議案書の１５ページをお開きいただきたいと思います。 報告第８号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」 株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里から経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別添資料といたしまして、第３期決算報告書をご覧いただきたいと思います。 ２ページをお開きいただきたいと思います 貸借対照表と７ページからの勘定科目内訳書を交互に見ていただくようになりますので、下に通し番号を打っておりますが、ページが前後いたしますのでよろしくお願いをいたします。 それでは、貸借対照表を見ていただきたいと思います。これが、現在のみなみの里の財政状況を示しているところでございます。 この中の、資産の部の科目といたしまして、流動資産の現金及び預金でございますが、６３，１３１，９９２円となっております。 これは、８ページを開いていただきまして、会社が所有いたしております現金と筑前あさくら農協にあります預貯金等の内訳書の合計が６３，１３１，９９２円の同一でございます。 ２ページの貸借対照表に戻っていただきまして、その下の売掛金１，３３０，４６８円につきましては、９ページの売掛金の内訳書を見てください。 主なものといたしましては、岩田屋三越の９５２，０８０円でございますが、これは、２月に岩田屋に出店いたしましたおりの入金、３月以降になったためのものでございます。 また、三輪小中学校ですが、これは学校給食の関係で、３月締めによりまして翌月払いになったものでございます。 また戻っていただきまして、２ページの貸借対照表の商品、製品、原材料、貯蔵品の科目の内訳につきましては、１１ページの棚卸資産の内訳書をお開きいただきたいと思います。これは、本年度末で棚卸を行いまして、その中で試算を計上いたしましたものでございます。 会社が作製いたしました完成品、製品でありまして、貯蔵品につきましては、弁当、

	豆腐の容器関係で、1度会社が仕入れをいたしました商品でございます。合計いたしました2,360,517円でございます。 戻っていただきまして、2ページの貸借対照表に未収入金として911,606円計上いたしておりますが、これも9ページの売掛金の内訳がありますので、見ていただきたいと思います。 ここに筑前町とありますが、県からの委託を受けまして行いました婚活事業を2回開催いたしております。3月末にお金が入ってきておりますので、未収金として計上いたしております。 また、2ページに戻っていただきまして、固定資産でございます。 有形固定資産として1,154,905円でございますが、現在、会社に軽ワゴンなどを所有いたしております、学校給食の食材納入や弁当の宅配、営農相談員の戸別訪問などに使っております。 次に、工具器具の備品につきましては、ごえん屋をオープンいたします際の厨房用設備器具でございます。 リサイクル料、車を購入いたしました際に支払ったものでございまして、売却の際には戻ってくるものでございます。 続きまして、貸借対照表の右の負債の部でございます。 流動負債の買掛金につきましては、12ページの内訳書をお開きいただきたいと思います。 主なものにつきましては、農産物出荷者とございますけれども、月2回出荷者へ支払いをいたしておりますが、3月末日に締めましたものを4月に支払いをするためのものでございます。 その下に計上いたしておりますのは、3月末に商品は買ってございましたけれども、支払いを済ませていない商品でございまして、合計が12,369,785円でございます。 その下に未払い金といたしまして、合計が12,583,816円でございますが、この主なものといたしましては、従業員の3月分の給与、施設の保守点検、電気代等でございます。 2ページに戻りまして、貸借対照表の前受金、預り金につきましては、13ページ、仮受金内訳書にございますけれども、主なものは従業員の社会保険料の預り金でございます。 戻っていただきまして、2ページの貸借対照表の法人税等充当金でございます。776千円でございます。 内訳につきましては、現在、経理関係、税金の計算などにつきましては、花田税理士にお願いいたしておりますけれども、今年度支払いをいたします法人税、事業税、市町村民税の合計でございます。 したがって、負債の部の合計が25,905,699円ということになります。 続きまして、下にあります純資産の部でございます。 当初資本金が41,000千円でスタートいたしましたけれども、繰越利益剰余金が1,998,849円出ましたので、現時点での純資産の部の合計は42,998,849円となります。 このお金の流れにつきましては、6ページに、株主資本等変動計算書を付けておりますので、ご覧いただきたいと思います。 当初資本金として41,000千円でございますけれども、第2期の利益剰余金が460,858円で出ていましたので、前期末の残高として41,460,858円でございます。
--	--

	第3期が1,537,991円で、合わせまして利益剰余金が1,998,849円になるということでございまして、当期資本金と合計いたしまして、当期末残高が42,998,849円となります。 それでは、元に戻っていただきまして、3ページをお開きいただきたいと思います。損益計算書を見ていただきたいと思います。 こちらのほうは今年度の経営状況の報告でありますけれども、まず、純売上高ということで、みなみの里の直営で営業いたしております加工の売上が57,073,921円、レストラン売上が31,944千円、仕入商品売上が11,259,138円、その他資材売上が1,715,763円、受託販売手数料収入ですが、出荷者の方からの手数料15%は会社の売り上げとなりまして、35,526,329円でございます。 次に、宅配料収入668,120円、イベント売上が60千円、受託業務収入でございますが、これは、ふるさと雇用事業のみなみの里新商品開発業務委託10,649,750円でございます。 純売上を合計いたしまして148,897,021円でございます。 続きまして、売上原価の説明に移りますが、商品の仕入高が8,633,573円、バーコードラベル仕入高が1,482,075円でございます。 当期製品製造原価81,366,738円でございますので、5ページをめくっていただきまして、内訳といたしまして製造原価報告書がありますが、加工所、レストランに係ります経費、人件費、水道光熱費でございます。 3ページ、損益計算書に戻っていただきまして、期末棚卸高を合わせまして90,885,055円、差し引きの売上利益が58,011,966円となります。 続きまして、販売費及び一般管理費の合計が60,510,524円でございますが、次の4ページに、実際会社の経費がかかっている分についての内訳を付けておりますので、見ていただきたいと思います。 3ページに戻っていただきまして、売上総利益が58,011,966円から販売費及び一般管理費の60,510,524円を引きまして、営業損失が2,498,558円になります。 また、会社といたしまして、実質営業いたしている以外に、営業外収益がございます。主なものといたしましては、自販機の手数料であったり、テナント、家賃収入でございます。合計いたしまして5,673,032円となっております。 営業外費用といたしまして、会社で切手の販売も行っておりますので、収入を含めまして860,483円で、営業外収益、営業外費用から営業損失を引きまして、経常利益といたしまして2,313,991円が税引き前の利益となります。 それで、先ほどお話ししました、法人税、住民税等776千円を引きまして、最終的に会計上の当期純利益といたしまして、1,537,991円となります。 以上が、株式会社ファーマーズマーケットみなみの里の決算報告でございます。 続きまして、第3期の営業報告を行います。既に第3期の営業報告につきましてはお話をさせていただいておりますので、第4期事業計画について報告いたします。 11ページをお開きいただきたいと思います。 ここにはスタッフの体制を載せておりまして、パート、アルバイトを含めまして、48名の体制で今現在行っているところでございます。 12ページに移ります。 事業計画でございますけれども、みなみの里は設立後3年目になりますので、会社本来の事業を運営的にも軌道に乗せるということ、第4期の計画の最優先の目標に
--	---

	上げているところでございます。 まず1つは、直売所運営の安定化、直売所の特徴をつくることといたしまして、残品を出さないための集客と残品の活用に取り組みを行いたいと思います。 また、消費者が求めたい時期に不足する商品につきましては、他の直売所との連携により品揃えするということで対応し、運営の安定化に努めてまいりたいと考えております。 その下に具体策を5点ほど上げておりますが、では、8月から11月におきまして、集客や売り上げが伸びてきておりますので、この時期に果樹を中心とした商品加工を行おうとしております。 では、花見や行楽シーズンでの弁当の提供など独自性を打ち出し、強調月間の戦略を立てるといたしております。 では、現在も外商販売に取り組んでおりますが、都市圏の団地などへの出張販売にも取り組もうとしております。 では、直売所は「集客を上げ、商品をつくるための企画をする」、それと「出荷者を育て商品を確認する」ということが必要でございますので、そのためのスタッフの配置を行いたいと考えております。 ですが、既に一部行っておりますが、直売所正面の広場を活用いたしまして、みなみの里のコンセプトでもあります「農の暮らしをみせる」ということで、広場の一部を畑として、実際の栽培風景を見せることで、子どもたちや利用者に野菜の興味を持たせるため、農のショールームとして活用したいと考えております。 また、骨組みに竹を使用しましたビニールハウスも設置いたしまして、野菜を栽培したり、大根の干場、休憩所などとして、広場の一部活用をしたいと思っております。 13ページに移ります。 検討事項でございますけれども、出荷物の集荷システムやケーブルテレビ、インターネットを活用いたしました買い物支援システムの検討に取り組みますとともに、実際に野菜を育て、収穫ができる体験農園の検討も行うようにいたしております。 14ページに移ります。 2のレストラン運営の効率化及び旬のメニューの定期的改善でございますけれども、かまど炊きご飯や筑前煮のこだわりにより、リピーター客は増加いたしました。具体策といたしましては5点ほど上げております。 レストランの安定的な運営のためには、主任研修や専門の派遣を行うとして、経費節減、時間の軽減のため、レストランの開店時間の縮小なども考えております。 また、出荷されました旬の野菜を使いまして新メニューを発表したいと考えております。 弁当、レストランの作業効率も考え、年間を通して使用する地元素材を使用したカット野菜の導入も検討いたしております。 検討事項といたしましては、今後、レストランメニューや弁当メニューにも介護食品の検討や漬物、みそなどの手作り製造販売の検討も行なってまいります。 15ページに移ります。 3のみなみの里の特徴であります加工品のさらなる強化でございますけれども、具体策といたしましては、ギフト商品が動く7月から8月、12月は売り上げ増加に繋がりますので、贈答品販売と通信販売に取り組みます。 また、直営の加工所がある特徴を活かし、体験ができるイベントを計画しPRを行います。 その他につきましては、オープン後2年が経過をいたしまして、イベント企画や流通、外商、特産品開発など幅広く行う会社となってきましたが、今後は専門性を持つ
--	--

	た人的な配置や他の業態との連携も視野に入れながら取り組みを行っていきます。 また、会社組織の強化及び健全経営化が求められていますため、部門ごとに徹底した人的経費の管理を行うとともに、スタッフが共通認識を持ちまして、無駄のない作業を行うためにも社内の定例会議を行いたいと考えております。 次に、１６ページ、収支計画でございますが、販売管理費が年間６０，０００千円ほどかかってきておりますので、売上から原価を引いた売上総利益で賄える会社の体制をつくっていくことを、収支計画の目標に立てております。 そのためには、月々の目標数値を出しながら、その目標を積み上げたならば、売上高合計が４億円という金額になり、それを目指しながら収支の計画を立てている次第でございます。 以上で、株式会社ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について、報告を終わりたいと思います。 未収金のところで、９９１千円のところで、３月末に入ったので未収金となったと、私が説明したようでございますけれども、４月に入ったために３月末は未収金であったということでございます。 以上、訂正をいたしまして、報告を終わらせていただきたいと思います。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 １５番 矢野勉議員
１５ 番	３ページの外商売り上げのところなんですけど、平和記念館の関係が５８万ぐらいしか上がってないんですけど、実際、何回ぐらい平和記念館で、あそこに行かれて販売されたのか、お尋ねします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	申し訳ありません。 実際、手元に資料がございませんので、後で報告をさせていただきたいと思います。
議 長	６番 川上康男議員
６ 番	ちょっと気になることで、これは提案と申しますか。 まず、６ページの株式資本等変動計算書、これが、資本金が４１，０００千円と、剰余金含めて４３，０００千円程度あるわけですが。その次のページの現金、預金とですね、合計６３，０００千円あります。 この中で私がちょっと思いますのは、資本金が４１，０００千円あるならですね、僕はこの４１，０００千円は別途、これだけは通帳は別じゃなからうかと思うんですよ。この出資された方々のお金ですからね。 これが３０，０００千円だけはありますが、あとはどこに入っているのかなというのが気になるわけです。 ですから、私は、脱退される方は絶対ないと思うんですが、解散もないと思うんですが、私は抜けますというふうになれば、やはり４１，０００千円という資本金は別途とおかないといけないわけですから、私はこの金額はですね、４１，０００千円だけは資本金として預金は別にしとったほうがいいんじゃないかなというようなことで思いますので、そこら辺の考え方をお伺いいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	４１，０００千円と、それから当期純利益の１，９９８，８４９円は別にというようなことでしょうか。資本金だけは別に通帳を持つということ。 今後打ち合わせをさせていただきたいと思います。この場ではちょっと私のほうからは、お話は伺いましたけれども、取締役会等に諮っていきたいというふうに思っております。

議 長	13番 河内直子議員
13番	決算報告書で3点あります。 9ページ、未収金の出荷者11名、バーコードシール代が未収金となっているんですが、これは、バーコードって現金引き換えじゃなくて売り掛けてやっているのかどうか。いつ入ったかお尋ねします。 それと、14ページ借入金、個人から50千円立替金として借入をされているようですが、個人から借入をするというのはどうかなと思うんですが、その辺のお考えを。 それと、17ページですけれども、雑損失等のテナント撤去費用、普通個人で、アパートとか入ったときには撤去費用はそこに入った人の持ち分となりますが、会社が払わないといけないものなのか、お尋ねします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 1点目の9ページのバーコードの出荷者の11名の未収金の部分でございますけれども、品物を持って来られましてバーコードを貼ります。そのバーコードを貼りまして品物を出荷しますけれども、売上が上がっていないということで、バーコード代は取れないというところの未収金の部分だと聞いております。 それから、あとのですね、2点目、3点目については、手元に資料を持ちませんので、調べてご報告をさせていただきたいというふうに思います。
議 長	他にございませんか。
13番	13番 河内直子議員
13番	バーコード代は、売上が上がってないから取れないというのはおかしいんじゃないかなと。 バーコード代は、その生産者の品物を出すために必要な経費になるんじゃないかなと思うんですが、その辺のお考えを。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 たまたまですね、そのときに、出したときに出荷をしてバーコードを付けてしますけれども、売上が上がっていないということで、通常はですね、もう売上の分から操作をしますけれども、状況としてそういうことでございます。そういうふうに聞いておりますが。
議 長	いいですか。
13番	13番 河内直子議員
13番	第4期事業計画で1点お尋ねします。 15ページのその他なんです、下から3行目、無駄のない作業を取り行うためにも社内会議を定例化するとありますが、現在どの程度の会議をされているのか、これは、定例化はどの程度を予定されているのか、お尋ねします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 現在も社内会議は行っておりますけれども、それを定例化をしながらやっていきたいという、第4期の計画でございます。 現在、どのような状況なのかというふうなことも含めてですね、第4期としてはこういうふうにやりたいということでございますけれども、実情につきましては、また調べて報告をしたいと思います。
議 長	他に。
10番	10番 梅田美代子議員
10番	第4期事業計画、同じく。

	ここの１４ページにですね、 ですが、このレストラン、お弁当関係で、繁忙期に勤務時間が超過するということが述べられておりますけれども、何か聞くところによりますと、お弁当の注文が大量に入った場合とかは、もう早朝から従業員の方が出社してあるというふうなことも聞いております。 どの程度勤務時間の超過があるのか、現実には。そして、こういったことを従業員に対して無理な就業体系と言いますか、それが頻繁に続くようであれば、本当にここはある意味、ファーマーズマーケットにおいてのものすごい収益を上げているところでもあると思いますので、本当に検討はカット野菜で導入するということですが、果たしてそれだけでいいのかなという思いもあるわけですが、その辺の説明をお願いいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 確かに今、議員さんおっしゃったように、弁当部門がですね、たいへん伸びたりしております、たいへん過重労働というか、残業などもしているようでございます。 そのためにも、総菜部門とレストラン合わせてですね、一緒にやっていこうかという、内部の中でそれぞれ調整があつておる次第でございます。 具体的にどれだけ時間外があつたとかいうものにつきましては、ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、また後でご報告はさせていただきたいと思いますが、そういう中の調整の中でですね、いろいろできるところはやるというふうなことで調整をしているようでございます。以上でございます。
議 長	１０番 梅田美代子議員
１０ 番	やっぱりあまりに過重になったら良い物というのができかねる。やっぱり衛生面とかですね、そういったことで無理をした場合がちょっと心配な部分もありますので、雇用数を少し拡充すると言いますか、パート的なことで働いてあると思うんですけども、その時間配分を考えて、そして実際の従業員数を確保するとか、そういうふうなこともやはり必要じゃないかなと思いますが、その点、どうお考えですか。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 筑前町長として、筆頭株主としての責任もでございます。社長としての答弁ではございませんけれども、町長として意見を述べたこと、考え方について、若干説明をさせていただきます。 ファーマーズマーケットは、目的が地域振興のため、あるいは雇用のためでもございます。そういった意味では、出荷者が３２０名からなったということは、３２０名の雇用ができたというふうな判断をしております。 併せてこの施設そのものに、今言いました人数の正職員、パート、アルバイト等が働いているということでございます。もちろん株式会社でございますので、労基法に基づいた手当等は支給しているところでございます。 レストラン部門に限らず、早朝等の出勤等もっております。その分については、パート等については規定の時間外手当を支給しております。 ただ、社員等につきましては、いくら社員という手前上、時間外勤務の状況が正確でないものもございましたので、そういったことについても会社らしく、残業についてはきちんと手当を支給していくという制度を確立していきたいと思っております。 ただ、経営面から見ますと、やはり収支が取れないと継続性がないということでございますので、アルバイト、パート等の職員につきましては、できるかぎり勤務の割り振りをしていただいて、そう多くない時間外勤務手当になるようにいろいろ工夫を

	していただいているところでございます。 ご案内のように、曜日におきまして非常に差がございます。土日は多忙でございますけれども、案外木、金等については余裕があると。そういったところもローテーションの中で十分配慮しながら、手当等を念頭に置きながら、館長、副館長等で人事管理をやっているということでございます。 幸いにして、今のところよく働いていただいておりますので、このことを継続しながら、収支をしっかりと3年目で確立したいと、そのように考えているところでございます。
議 長	15番 矢野勉議員
15番	今、町長が言われましたので、平和記念館の回数を聞いたのは、平和記念館とファーマーズマーケットの連携をうまくやっていただいて、あそこの500号はけっこう車が多いもんですから、あそこに何回行かれたかよく分らないんですけど、もう少し定期的にやるとか。 そうしないと、行っても何もないというようなことじゃいけないと思いますので、できれば定期的に何か曜日を決めてするとか、何かそういう方法でファーマーズマーケットと平和記念館の連携をうまく取っていただいて、お互い相乗効果上がるように、ぜひお願いしたいと思っております。以上です。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 平和記念館への出店状況等については、今、調べておりますので、後で報告いたしますけれども。 むしろ恩恵を受けているのは、みなみの里のほうだろうと思っております。 1番は、営業活動をかなりやっていただいておりますので、貸し切りバスの団体客が平和記念館にはかなり来ておられます。その方等がレストランを利用していただく。そういったケースが、ケース的には多いと思っております。 ただ、みなみの里に来られたお客さんにも平和記念館のパンフ等で紹介をしているということでございまして、もちろん出向いて販売することも1手法ではございますけれども、1番はやはり、それぞれの施設を回遊していただくというのが1番だと考えますので、そういった意味の効果というのはよく表れていると思っております。 レストランの予約はかなり、これは数字的に表したいんでしょうけれども、記念館からの団体、お客さんが多いということでございます。 それとやはり、確かに出荷もしておりますけれども、お付き合い、大刀洗町のほうからいくら品物を出していただいております。 これは、大刀洗町、朝倉市と3者で所有している飛行機の関係もございまして、そちらのほうの申し入れに対しましてはお付き合いもございまして、出荷を認めているということでさせていただいております。 金額にしてはわずかではございますけれども、麒麟ビールの花見の頃と併せながら、十分そのことについては考えていきたいと。 確かに出張販売が1つの販売チャンネルであることは間違いございませんので、今後とも記念館に限らず様々な出張販売を強化していきたいと、そのように取締役会議では指示をしているところでございます。
議 長	10番 梅田美代子議員
10番	すみません、もう1点。 全協の通りの説明で、レストランの開店時間というのを3時にするというので、2時間早められたわけですが。当然、レストランの業務自体というのは、いろいろご検討いただいてそういうふうになったと思うんですが、営業時間というのはそれ以降

	もあるわけです。 やはりそこに来られたお客様からしますと、やっぱりちょっとコーヒーなり飲んでみたいという気持ちを持っている方というのは、現在、かなり多いと思います。あそこに、確かに自販機等がありますけれども、そうじゃなくてちゃんと座ってコーヒーをいただきたいという。 だから、せめて状況的に可能であればですね、コーヒーぐらいは出せるんじゃないかなというふうに考えるわけなんです、その点はいかがでございますか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 おっしゃることは十分分かりますけれども、町長も話をされましたように、限られた人数の中ですね、議員おっしゃってありますように、労働時間の関係も含めて、また、ここにも書いておりますけれども、仕込み時間それから片付けの時間ですね、大分たいへんな部分がございますので、現時点の実態を調べましたところ、3時以降5時までの間がですね、少しやっぱりお客様が少ないというようなことも含めて、その時間を閉店をしてですね、次の日の準備をするなり、その他の仕事に回したらどうかというのは、これをやっていきたいというふうに、そして経費削減も1つのこととして扱いたいというふうに思っておりますので、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。
議 長	10番 梅田美代子議員
10番	私も先ほどの質問で、従業員の方の勤務時間等考えた場合は、あまり仕事量を増やしちゃいけないという思いを抱きながら、だけどやはり来られるお客様からすれば、ちょっとコーヒーを飲みたいねということがですね、かなりあるんじゃないかなというふうに感じておりますので、今日述べさせていただきました。 今後の状況を見届けられてですね、検討できるものでしたらお願いしたいと思します。
議 長	これで、質疑を終わります。 これで、報告第8号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」の、報告を終わります。
休 憩	
議 長	ここで、休憩をいたします。 11時より再開をいたします。 (10:52)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (11:00)
議 長	先ほど河内議員の、みなみの里の件で、農林商工課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。 農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 先ほどの河内議員さんのほうからの、レストランの件でございます。 14ページの借入金及び支払利子の内訳のところの50千円の立替の件でございます。 これはですね、レストランの主任でありました方が、食材費を立替えをしておったということで、監査のおりにもちょっと指摘があっているようで、本人の申請が若干遅れたというようなところもあってですね、3月になったということで、指摘もあっておるようでございますので、今後こういうことのないようにというようなことで、

	話はしていらっしゃるところでございます。 それから、矢野議員さんの大刀洗平和記念館に対して、みなみの里がどのくらいというふうなことの、ご質問の回答ですけれども。 昨年の4月から8月まで、100日程度行っております。売上につきましては、580千円程度売上が上がってきているというようなことで、報告をさせていただきたいと思います。以上でございます。 それから、川上議員さんのご質問につきましては、取締役会等でお諮りをさせていただくというような形になろうかと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。
議 長	いいですか。 13番 河内直子議員
13 番	17ページのテナントの撤去費用についてもお尋ねをしていたと思うんですが、お願いします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	その件につきましては、もう少しお待ちいただきたいと思います。
日程第13	
議 長	日程第13 承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 建設課長
建設課長	それでは、議案書の16ページをお開きください。 承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付提出、町長名。 提案理由、城山橋橋梁上部工工事を施工するにあたり、工事内容の変更に伴う工事請負契約の変更をする必要が生じたが、町議会を招集する暇がなかったため、専決処分をしたものです。 内容につきましては、次のページをお開きください。 平成23年専決第2号、専決処分書。 平成22年9月8日付け第63号議案をもって議決された城山橋橋梁上部工工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を別添のように専決処分する。 平成23年3月15日付、町長名。 工事請負契約の内容 工事名 城山橋橋梁上部工工事 契約の方法 変更後 随意契約 請負契約額 変更前 55,020千円 変更後 53,239,200円 差し引き1,780,800円の減額となっております。 工事請負人につきましては、従前のとおりです。 工事箇所 筑前町下高場地内 工事の概要につきましては、別表のとおりです。 工期 平成22年8月27日から平成23年3月25日まで 変更内容につきましては、別表一番下の歩道上部工のうち、縦目地工一式の減によるものでございます。 この部分につきましては、縦目地工というのが、設計段階で必要であるか否かを判断するケースもありますが、安全対策に関する内容であり、施工段階で判断したこと

	によるものでございます。 内容といたしまして、歩道上部工を施工する段階で、ある程度の厚みのあるコンクリートで、すでにもうふさがっているということで、こちらの縦目地工一式、減としたものでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第１号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第１号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。
日程第１４	
議 長	日程第１４ 承認第２号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の１９ページでございます。 承認第２号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。 本日付、町長名でございます。 提案理由、財産収入による各種基金利子積立額に予算不足が生じ、筑前町一般会計予算を補正する必要が生じたが、町議会を招集する暇がなかったため、専決処分したものであります。 ２０ページが専決処分書でございます。 平成２３年専決第３号、専決処分書。 平成２２年度筑前町一般会計補正予算（第９号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 平成２３年３月３０日、町長名でございます。 別冊の筑前町一般会計補正予算（第９号）を、お開きいただきたいと思います。 この件につきましては、広域圏のふるさと振興基金の補正予算のときに、オーストラリアドルがドル高の方向にあるということで、少し利息が発生するので、その場合については専決処分させていただきたいということで、説明を申し上げておった分でございます。 補正予算書、第１ページでございます。 平成２２年度筑前町の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１０，１０７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２，６２８，４９０千円とするものでござ

	います。 内容が１項目だけでございますので、早速事項別明細書のほうに行きたいと思いを す。６ページ、７ページをお開きいただきたいと思いを。 今回は歳入のほうからご説明をしたいと思います。 歳入、１７款財産収入、１項財産運用収入、２目の利子及び配当金でございまして、 補正額は１０，０３３千円でございます。 各種基金利子ということで、３月にオーストラリアドルが大体８２円から８３円台 ということで推移をしましてまいりましたので、外国債について、大体１７，０００千円 程度利息が支払われるということで、不足額を補正をしたものでございます。 これで、大体基金利子が総額約、一般会計で申し上げますと、７０，０００千円程 度ということになるかと思います。 それから、雑収入でございすけれども、２１款諸収入、５項雑入、２目の雑入と いうことで、７４千円の補正でございす。これは、自動販売機の売上募金７４千円 が、予算額を超えるということで、７４千円補正をしたところでございす。 ちなみに自動販売機の売上金、２２年度分は大体２，１５０千円程度になるよう でございす。 続いて歳出でございす。 ７ページでございすけれども、それぞれ８目から１９目まで、元金に案分して積 立をしておるところでございす。 合計は、歳入と同額でございすので、省略をいたしますが、１１目の地域振興基 金だけには元金積立ということで７４千円、これは、自販機売上分については元金積 立でございすので、元金積立をして補正をしておるところでございす。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第２号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決 します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第２号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承 認することに決定しました。
日程第１５	
議 長	日程第１５ 承認第３号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議 題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	議案書の２１ページをお開きいただきたいと思いを。 承認第３号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条 第３項の規定により報告し、承認を求める。

	本日付、町長名でございます。 提案理由、平成２１年１０月から平成２３年度までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金支給額について、平成２３年４月１日から恒久化することに伴い、筑前町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたが、町議会を招集する暇がなかったため、専決処分したものである。 ２２ページでございます。 平成２３年専決第６号、専決処分書。 筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。 平成２３年３月３１日、町長名でございます。 ２３ページをお開きいただきたいと思います。 出産育児一時金につきましては、健康保険法施行令の附則で暫定的に３５０千円から３９０千円に引き上げられておりました。 それに基づきまして町におきまして、条例附則によって暫定的な措置を行っていたものでございますけれども、施行令の改正により、本則のほうで恒久化されましたので、条例のほうも恒久化をするというようなことで改正をいたしております。 改正内容としましては、下線の部分の３５０千円が３９０千円になるものでございます。以上です。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第３号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第３号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。
日程第１６	
議 長	日程第１６ 承認第４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	議案書の２４ページをお開きいただきたいと思います。 承認第４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由、地方税法施行令の一部改正する政令が平成２３年３月３０日に公布され、同年４月１日に施行されたことに伴い、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、町議会を招集する暇がなかったため、専決処分したものである。 次のページ、２５ページでございます。

	平成23年専決第7号、専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。 平成23年3月31日、町長名でございます。 次のページ、26ページ、改正の内容でございますけれども、限度額の引き上げでございます。 2項につきましては、基礎課税額、医療費分でございますけれども、500千円が510千円。 3項は後期高齢者支援金分でございますけれども、130千円が140千円でございます。 次に第4項で、介護納付金課税額でございますけれども、100千円が120千円の20千円の引き上げでございます。 22条につきましては、その引き上げ額と同額の数字でございます。 附則で、この条例は、平成23年4月1日から施行するということでございます。 以上でございます。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 13番 河内直子議員
13 番	この改正によって、該当者は何人ぐらいになるんですか、お尋ねします。
議 長	健康課長
健康課長	23年度当初賦課分におきまして、510千円になる世帯が95世帯でございます。140千円になる世帯が91世帯でございます。120千円になる世帯が49世帯でございます。以上でございます。
議 長	他にございませんか。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 13番 河内直子議員、反対ですか。
13 番	はい。
議 長	まず、原案に反対の発言を許します。
13 番	反対の立場から討論します。 地方税施行令の改正による改正とは言え、長引く不況の下、実質賃金も目減りする中、町民にさらなる負担を強いるものであり、反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成の発言を許します。 (討論なし)
議 長	これで、討論を終わります。 これから、承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。
日程第17	
議 長	日程第17 承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長

健康課長	議案書の28ページをお開きいただきたいと思います。 承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由、平成22年度筑前町国民健康保険特別会計歳入歳出に不足が生じるため、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用を行う必要が生じたが、町議会を招集する暇がなかったため、専決処分したものである。 次に、29ページでございます。 平成23年専決第8号、専決処分書。 平成23年度筑前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 平成23年5月24日、町長名でございます。 国保補正1号をお開きいただきたいと思います。本日差し替えをさせていただいた分でございます。 1ページでございます。 平成23年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） 平成23年度筑前町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,371,401千円とする。 平成23年5月24日専決、町長名でございます。 6ページ、事項別明細のほうで説明したいと思います。 まず、6ページの歳入のほうでございますけれども、11款4項7目歳入欠かん補填収入でございます。補正前の額0、補正額30,000千円でございます。計の30,000千円でございます。 歳入欠かん補填収入と申しますのは、歳入の見込みがない部分を歳出に合わせて歳入予算を計上するものでございます。 歳出、13款1項1目、補正前の額0、補正額30,000千円、計30,000千円でございます。 この金額が前年度に繰上充用となりますけれども、実質12,000千円ほどでできるようなことになっております。以上です。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議長	討論なしと認めます。 これから、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議長	挙手全員です。 したがって、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。

議 長	会議規則第 35 条の規定により、日程第 18 から日程第 21 までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第 18 議案第 28 号から日程第 21 議案第 31 号までは、議案の説明のみを行いたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 こども課長
こども課長	30 ページをお願いします。 議案第 28 号「筑前町附属機関に関する条例並びに筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由、子ども・若者育成支援推進法制定の趣旨に基づき、筑前町こども就労支援推進協議会を廃止し、新たに筑前町青少年支援教室運営委員会を設置することとしたので、関係条例を整備する必要が生じた。これが、この条例案を提出する理由でございます。 次の 31 ページ、32 ページをお願いします。 現行と改正案を示しております。アンダーラインのところが変更箇所でございます。 第 1 条に関しましては、先ほどの提案理由の内容で、名称の変更と一部事務の改正を行ったものでございます。 基本的には内容は変わりませんが、担当業務の就労支援としていましたものを、就学支援を加えたものでございます。進路を支援していくということでございます。 次の第 2 条に関しましては、名称の変更でございます。 以上、説明を終わります。
議 長	税務課長
税務課長	議案書の 33 ページを開いていただきたいと思います。 議案第 29 号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由、地方自治法の一部を改正する法律が、平成 23 年 5 月 2 日に公布され、地方開発事業団が廃止されたこと、並びに東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律、これが平成 23 年 4 月 27 日に公布されたために、本町の税条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。 34 ページをお願いいたします。 条例の第 54 条第 6 項に、「地方開発事業団」というものを記載しておりますけれども、これが自治法の改正によって廃止されたために、今回削除するものでございます。 次に、35 ページをお願いいたします。 35 ページにつきましては、東日本大震災に係る雑損控除の特例というのが設けられまして、今回の震災に限りましての条件でございますけれども、雑損控除制度がございます。これについては、雑損の発生した年度の翌年の町民税を、本来であれば軽減をするというものでございますけれども、これを今回は 1 年前倒しをして、22 年

	の災害というふうな取り扱いになるということでございます。 そして、繰越損失が本来でございますと３年でございますけれども、これを５年間できるというふうなものでございます。 併せて扶養家族の方々の雑損についても、同じような取り扱いでできるというふうな特例制度でございます。 それから３６ページでございますが、第２３条、住宅借入等の特別の税額控除でございますが、これにつきましても家屋等が住宅取得の特例を受けておられた家屋等が滅失等をした場合には、その時点で住宅取得控除がなくなりますけれども、今回は、この残期間がある間はですね、家屋等がなくてもその適用を受けることができるというものでございます。 それから、２４条でございますが、固定資産税の特例でございます。３６ページから３７ページにかけてでございますけれども。 住宅の土地につきましては特例によりまして、小規模住宅につきましては２００㎡までは課税標準額の６分の１、２００㎡を超えたものにつきましては、住宅家屋の１０倍までが限度でございますけれども、３分の１という評価がございます。 これもあくまでも家屋がある場合が対象になるわけでございますが、今回は、この家屋がなくても、納税義務者の申告等によりまして、この軽減を１０年間続けることができるというものでございます。 今回の条例改正の公布日でございますけれども、これは、議決をいただいて公布した日からということにしておりますけれども、２３条の住宅借入特別控除につきましては、来年の１月１日から適用するものでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	財政課長
財政課長	議案書の３９ページでございます。 議案第３０号「平成２３年度筑前町一般会計補正予算（第１号）について」平成２３年度筑前町一般会計補正予算（第１号）を、別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。 それでは、別冊の補正予算（第１号）をお願いしたいと思います。 併せて、議会全協資料をお持ちでございますと、それをめくっていただきますと分かりやすいかと思います。 まず、最初に１ページでございます。 平成２３年度筑前町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３６，２９９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１，７５４，９１２千円とするということでございます。 それでは、４ページへ進みたいと思います。４ページでございます。 総括表でございますけれども、今回、歳入の補正につきましては、１３の分担金及び負担金、１６の県支出金、１９款の繰入金、２０款の繰越金でございます。 合計、補正額が３６，２９９千円ということでございます。 続いて５ページの歳出でございますけれども、２款の総務費、３款民生費、４款衛生費、５款農林水産業費、６款商工費、８款消防費、９款教育費ということで、それぞれ記載をしている金額でございます。 財源内訳につきましては、国県支出金が３，５７４千円、その他が６，９５８千円、一般財源が２５，７６７千円ということでございます。 それでは７ページ、歳出のほうに進みたいと思います。 まず、歳出で、全協でも申し上げましたけれども、嘱託職員の費用弁償の改定分に

	つきましては、今回は説明は省略をさせていただきますので、ご了承をお願いしたいと思います。 それから、育児休暇、育児休業がだいぶんございます。略して産休、育休というふうに申し上げますので、ご了承をお願いしたいと思います。 それでは、２款１項１目の一般管理費でございます。７７４千円の補正でございます。１３節では、昨年実施をいたしました職員のメンタル相談でございます。非常に好評でございます。続けてほしいという要望もございますので、月１回の相談日を設けてメンタル相談を受けていくということで、２０６千円の増額補正でございます。 １９節でございます。東日本大震災被災者支援事業補助金ということで、被災者の受け入れと支援事業の補助でございます。５６８千円でございます。 続きまして、２２目でございます。 補正額が３，５２４千円でございます。すべて委託料でございますが、財源といたしまして、国県支出金ということで、県の緊急雇用の基金事業の補助金をいただくようにいたしておりますのでございます。 これにつきましては、記念館で収蔵しております戦時資料の調査とデータベース化、併せて資料展開催までの業務委託を行うということでございます。 ２款２項３目については、病休の代替職員の嘱託職員の費用でございます。 ３項１目の戸籍住民基本台帳費につきましては、産休、育休の代替職員でございます。 ３款１項１目社会福祉総務費でございますが、国保の特別会計の操出がございますけれども、国保特会での職員の産休、育休によります操出金でございます。 続きまして、８ページのほうに進みたいと思います。 ４款１項４目でございます。これも１節、９節については、産休、育休の代替でございます。 ６目のそったく基金事業費ということでございまして、１９節で健康づくり推進モデル地区事業補助金でございます。１，２１１千円。 食と運動と健康をテーマに、健康意識の向上、健康の維持、増進、そして医療費の抑制に結び付けていくということで、今年は４つの団体からの補助金申請があつてということでございます。全額そったく基金を充てるようにいたしておりますのでございます。 続きまして、５款１項５目の農地費でございます。１１，４１７千円の増額補正でございますが、上段の県営土地改良事業負担金のほうにつきましては、２１年度から実施をしてまいりました暗渠排水事業でございますけれども、２３年度４０ｈａを予定をしておりましたが、戦略的作物生産拡大関連基盤緊急整備事業ということで、追加４０ｈａ、合計８０ｈａを実施をするということで、今回負担金の増額でございます。なお、財源内訳の中に、その他の財源がございます。５，６８０千円、これは、受益者の分担金でございます。 併せて、県営土地改良事業をやりますと、連合会の特別賦課金が料率によってありますので、特別賦課金を５７千円増額でございます。 続きまして、６目の農業土木費でございます。４，３４８千円の増額でございます。 県営ため池等整備事業費負担金ということで、一部大村ため池のほうは事業費が減になっておりますけれども、栗田の堂ノ浦ため池の基本設計、これがつきましたので、負担金を増額補正するものでございます。 下の県営土地改良特別賦課金につきましては、たいへん申し訳ございません。農地費と同じ名称でございますけれども、当初予算入力の際で、こういう名称で入れて
--	--

	おります。こちら県営ため池事業の減額、大村ため池事業のほうの事業費の減額があったために、定款に基づいて賦課金を減額するものでございます。 続いて、7目のそったく基金事業でございます。 11節と12節に311千円、80千円の予算計上でございますが、食に関する情報発信として、食の通信を全世帯へ配布をしていくということで、年4回実施するものでございます。 続きまして、6款1項1目商工総務費でございます。3,500千円の増額補正でございます。 筑前町商工会が発行いたしますプレミアム付き商品券のための補助でございます。50,000千円の商品券で、10%のプレミアムと。これにつきましては、県が3割、町が7割ということで補助をするということでございます。 8款1項4目の防災費でございます。 需用費でございますが、消耗品といたしまして、職員の防災服、あるいはビブスというんですけど、ビブスとかですね、衛生用品、飲料水等を今回購入するものでございます。 14節でございますけれども、これは、防災無線の同報系無線の電波使用料が改定になりまして、37千円の増額補正でございます。 9款1項2目でございます。 旅費は、費用弁償ですから省略をいたします。 19節でございます。県視聴覚教育協会の負担金41千円でございますが、これは、県の視聴覚ライブラリーから教材貸出しのための負担金でございます。 続きまして、2項2目教育振興費でございます。18節で433千円でございます。これは、ICT研究指定校でございます三並小学校で、さらに内容を充実するということで、デジタル教科書、タッチパネルできますE黒板というんですけども、それを購入する費用でございます。 9款3項は省略をいたします。 5項三輪小学校費の学校管理費でございますが、14節で401千円の増額補正でございます。 これは、平成9年から使用しております生ごみ処理機、老朽化で修理不能のために新しいものに機械を更新をするということでございます。リースでございます。 それから、10ページでございます。 6項の2目教育振興費でございます。 特別支援教育支援員ということで、266千円の賃金補正でございますけれども、支援員の方が教諭資格保有者のために日額単価が変更になりますので、単価変更により増額補正でございます。 ちなみに6,500円で予算計上しておりましたけれども、7,900円ということでございます。 続いて、6ページのほうに移りたいと思います。歳入でございます。 13款1項の5目農林水産費分担金でございます。5,356千円の増額補正でございます。上段の県営ため池整備事業分担金は、大村ため池の事業費減に伴います分担金の減、324千円でございます。 下段の地域水田農業再編緊急整備事業分担金、これが暗渠排水事業の分の分担金でございます。 続きまして、16款2項11目労働費県補助金でございます。3,574千円でございます。福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業ということで、平和記念館分とALTの費用弁償分に充てる分でございます。
--	--

	続きまして、１９款２項１目の基金繰入金、１，６０２千円でございます。 健康づくり推進モデル地区の事業と食の通信に充てるものでございます。 最後に２０款１項１目の繰越金。前年度繰越金２５，７６７千円を今回収入として見ておるところでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	健康課長
健康課長	議案書の４０ページをお開きいただきたいと思います。 議案第３１号「平成２３年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」 平成２３年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を、別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 補正予算書のほうをお願いしたいと思います。見出しに、国保補正２号と書いてある分でございます。 まず、１ページでございます。 平成２３年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号） 平成２３年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，４４４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，３７２，８４５千円とする。 本日付提出、町長名でございます。 内容でございますけれども、６ページをお開きいただきたいと思います。 今回の補正につきましては、すべて産前産後休暇、育児休暇に対する代替職員の報酬等でございます。 まず、歳入でございますけれども、１，４４４千円の補正でございます。 ９款１項１目の一番会計繰入金でございます。これについては、法定の繰入れでございます。 次に、７ページ、歳出でございますけれども、１款１項１目一般管理費でございますけれども、１，４４４千円の補正でございます。 明細については、記載のとおりでございます。以上でございます。
議 長	議案の説明が終わりました。
散 会	
議 長	以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。 本日は、これにて散会いたします。お疲れ様でございました。 （１１：４７）